

4 勤務時間等について

(1) 勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（各年1月1日～12月31日）

令和4年 平均使用日数	令和3年 平均使用日数
8.9日	9.3日

(3) 特別休暇等の状況（令和4年4月1日現在）

種類	具体的な内容	付与日数	
1 骨髄等提供休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等する場合	必要な期間	
特別休暇	2 結婚休暇	結婚する場合	5日以内
	3 不妊治療休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認める場合（体外受精等の場合にあつては、10日以内）	5日以内
	4 配偶者出産休暇	配偶者が出産した場合	2日以内
	5 感染症まん延防止休暇	感染症のまん延を防止する場合	必要な期間
	6 天災事変による休暇	天災事変により職員の現住居が滅失、損壊した場合、又は、非常災害により交通が遮断された場合、職員の責によらない交通機関の事故等の不可抗力によって出勤が著しく困難な場合	必要な期間
7 ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合	5日以内	
8 選挙権等行使休暇	正規の勤務時間中に選挙権を行使する場合、または、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会及びその他の官公署へ出頭する場合	必要な期間	
9 育児休暇	生後満1年に達しない子を育てる場合	1日に2回 各1時間以内 （会計年度任用職員にあつては、各30分以内）	
10 生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合	必要な期間	
11 妊娠中又は出産後の職員の通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内で通院をする場合 (1) 妊娠6月まで 4週間に1回 (2) 妊娠7月から9月まで 2週間に1回		

	(3) 妊娠 10 月から出産の月まで 1 週間に 1 回 (4) 出産後 1 年間 その間に 3 回	
12 産前及び産後の 休暇	出産予定日前 8 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)に当る日から出産の日後 8 週間目に当る日までの期間 (会計年度任用職員にあっては出産予定日前 6 週間に当る日から出産の日後 8 週目に当る日までの期間)	
13 男性職員の育児 参加休暇	配偶者の産前産後期間において、小学校入学前の子供が既にいる場合は産前から、いない場合は産後に、男性職員が取得	5 日以内
14 子の看護休暇	養育する中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合(2 人以上の場合にあっては、10 日以内) (会計年度任用職員にあっては、小学校就学の始期に達するまでの子が対象)	5 日以内
15 忌引	親族の喪に遇った場合 (1) 父母 血族 7 日、姻族 3 日 (2) 配偶者 10 日、 (3) 祖父母 3 日、 1 日 (4) 子 5 日、 1 日 (5) 孫 1 日、 (6) 兄弟、姉妹 3 日、 1 日 (7) 伯叔父母 1 日、 1 日	
16 父母の祭日休暇	死亡した父母(配偶者の父母を除く)について神事又は仏事による回忌の法要等を営む場合	1 日
17 夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため	5 日以内 (会計年度任用職員にあっては、3 日以内)
18 短期の介護休暇	要介護者の介護又は世話をを行う場合(2 人以上の場合にあっては、10 日以内)	5 日以内
19 介護休暇	要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの)の介護をする場合	6 月以内 (会計年度任用職員にあっては、93 日以内)
20 無給休暇	私費をもって学校、研究所等の機関において、または外国に留学し、学習、調査、研究等を行う場合	1 年以内

(4) 介護休暇の取得状況 (令和 4 年度)

	介護休暇取得者数
男性職員	0 人
女性職員	0 人
合計	0 人